

個別型共同研究契約書修正箇所一覧

1	全類型にデータ関連条項を追加。
2	<p>類型1第20条を下線部の通り、修正。</p> <p><b>第20条（出願等費用）</b></p> <p>前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が／(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。</p> <p>(2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が／(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。</p> <p><u>(3) 乙が、甲から許諾を受けて本発明等を独占的に実施している場合は、乙が出願費用等を負担する。</u></p>
3	<p>類型2第20条を下線部の通り、修正。</p> <p><b>第20条（出願等費用）</b></p> <p>前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が／(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。</p> <p>(2) <u>乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が／(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。</u></p> <p><u>(3) 乙が、甲から本知的財産権を譲り受けている場合は、乙が負担する。</u></p>

4	<p>総論類型 3、7、8、9、10 のボックスを下線部の通り、修正。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="273 343 353 580"> <p>類 型 3</p> </td> <td data-bbox="353 343 1865 580"> <p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の 権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p> </td> </tr> </table>	<p>類 型 3</p>	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の 権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>
<p>類 型 3</p>	<p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の 権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>		
5	<p>類型 4 第 15 条を下線部の通り、修正。</p> <p><b>第 15 条（本発明等の実施許諾）</b></p> <p>1 乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。</p> <p>2 乙は、甲に対し、研究以外の目的においても、次条に定める条件で、甲が本発明等を再許諾することを許諾する。</p> <p>3 乙は、甲以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。</p>		
6	<p>総論【063】及び類型 7 第 16 条の解説を下線部の通り修正。</p> <p>「【063】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第 16 条 1 項）。しかし大学と企業はともに、第三者に実施許諾をするためには相手方の同意を得る必要があります（第 16 条 2 項）。」</p> <p>「(解説) 本条は、第 13 条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱について定めたものです。</p> <p>第 1 項は、大学及び企業の双方に、本共同研究遂行の目的及び自己の研究目的の範囲内で、共同発明等を無償で非独占的に実施することを認めています。</p> <p>第 2 項は、大学又は企業が、共同発明等の実施を第三者に許諾するにあたっては、事前に相手方の同意を得ることと定めています。この点、第三者への許諾を事前に包括的に同意しておくことが考えられます（類型 8 の第 16 条）。」</p>		
7	<p>総論【076】及び類型 8 第 16 条解説を下線部の通り修正。</p>		

	<p>「大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有しません（第16条1項）。」</p> <p>「(解説) 本条は、第13条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。」</p>				
8	<p>類型8第17条解説を以下の通り、修正。</p> <p>「(解説)</p> <p>第1項の趣旨は、第13条に基づいて<u>大学に知的財産権が帰属する共有</u>とされた発明等についても、企業側に発明等の独占的実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。」</p>				
9	<p>総論類型9、類型10のボックス内を下線部の通り、修正。</p> <table border="1" data-bbox="280 667 1865 1149"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 667 376 718">類 型</th> <th data-bbox="376 667 1865 718">技術分野にしたがって帰属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 718 376 1149">9</td> <td data-bbox="376 718 1865 1149"> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul> <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（<del>有償又は無償</del>）／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	技術分野にしたがって帰属	9	<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul> <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（<del>有償又は無償</del>）／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul>
類 型	技術分野にしたがって帰属				
9	<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 企業単独帰属成果：研究目的での非独占的实施（無償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul> <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可</li> <li>・ 大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的实施権（<del>有償又は無償</del>）／事業化目的での非独占的实施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</li> <li>・ 共有成果：事前包括許諾</li> </ul>				